

「小諸市新しい介護予防・日常生活支援総合事業」

Q&A（平成 28 年 6 月 24 日版）

【訪問・通所共通】

問 1 小諸市で想定されるサービス A 移行者数及び把握している旧介護予防通所介護・訪問介護サービス利用者数等をお伺いしたい。確定しなくとも事業所が今後の運営・形態等を考える上で参考に教えていただけるとありがたい。

（答）

要支援認定者でサービス利用者のうち、地域包括支援センターで 332 人について状況分析を実施した結果、

- 旧介護予防通所介護利用者 134 人中、通所型サービス A に移行できる可能性がある者 64 人（47.8%）
- 旧介護予防訪問介護利用者 75 人中、訪問型サービス A に移行できる可能性がある者 58 人（77.3%）

※ 旧介護予防通所介護・訪問介護とは現行の介護予防サービスをいう。

問 2 小諸市外の同法人施設で小諸市の総合事業を行うことは可能か。

（答）

小諸市外の事業所について、みなし指定を受けている事業者が提供するサービスのうち、従来からの利用者、新規の利用者問わず旧介護予防通所介護・訪問介護に相当するサービス（以下「介護予防通所介護・訪問介護相当サービス」という）は、小諸市の利用者も認める。

サービス A については、平成 28 年 9 月 30 日以前よりその事業所を利用している小諸市の利用者は認めるが、新規利用者は認められない。（平成 28 年 9 月 30 日以前からの利用者がサービス利用を終了した時点でサービス A の指定を廃止するものとする）

問 3 サービス A は原則週 1 回とあるが、週 2 回以上利用できる場合はどのような場合か。

（答）

利用者の状態によって認める。（例：退院直後で、集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるケース 等）

ただし、サービス担当者会議等で必要性を協議のうえ、ケアプランに明記すること。

問4 事業所の指定はいつでも受けられるのか。

(答)

いつでも受けられる。ただし、指定申請書を提出してから審査期間として30日程度を要するので注意すること。

問5 指定された営業日・営業時間を変更することは可能か。

(答)

可能である。ただし、介護予防通所介護・訪問介護相当サービス及びサービスAを変更する場合、それぞれ市に運営規定の変更届を提出すること。また、営業日・営業時間が総合事業以外の指定介護保険サービスと重なる場合、必要に応じて、それぞれの指定権者に変更届を提出する場合があるので注意すること。

※ 指定権者…地域密着型通所介護事業所は市、それ以外は県になる。

問6 総合事業についても自己負担割合はあるか。

(答)

介護保険法で定める基準により、1割又は2割の自己負担割合を設定する。

【通所介護】

問1 介護保険の通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービスと同一敷地内の別室、別棟等で通所型サービスAを行う場合、人員は兼務可能か。

(答)

管理者、生活指導員及び看護師は兼務可能である。ただし介護職員については、通所介護サービス、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAの実施場所ごとに基準(利用者15人以下で専従1人、15人を超える利用者1人につき専従0.2人以上)を満たす必要がある。

問2 同一活動場所で通所介護サービス・介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAを同時に行うことは可能か。

(答)

可能である。ただし、同一時間に各サービスを提供する場合、通所介護サービス・介護予防通所介護サービス・通所型サービスAの届出定員の合計数×3㎡の面積が必要である。

問3 4時間未満と4時間以上のサービスを同一スペースで行うことは可能か。また利用者ごとにサービスを分けることは可能か。

(答)

指定介護保険サービスの場合はサービス時間を分けているため、総合事業についても同様に可能とする。

問4 送迎減算が片道のみの場合どうなるか。

(答)

往復で60単位のため、片道30単位とする。

問5 送迎時間はサービス時間に含まれるか。

(答)

指定介護保険サービスでも含まれないため、同様に含まないこととする。

問6 送迎をしない場合、通所途中の事故の補償はどうなるのか。

(答)

利用者の自己責任となる。そのことについて契約書等で利用者と確認をしておくことが望ましいと考える。

問7 4時間未満の最低時間は何時間からか。

(答)

4時間未満とは、原則として2時間以上4時間未満とする。ただし、2時間を下回ることの理由が公共交通機関のダイヤの都合が合わない等やむを得ない事情である場合は、最低限必要な範囲に限り時間の短縮を認める。

なお、4時間以上の上限は設けない。

問8 地域密着型通所介護事業所が総合事業を始め、地域密着型通所介護の定員数と総合事業の定員数の合計が18名を超えた場合、地域密着型から通常規模のデイサービスに移行してしまうのか。

(答)

指定介護保険サービスと総合事業は別のサービスになるため、移行しない。